

研究部会運営規則

第1条（目的）

研究部会は、定款第50条に基づき、プラズマ・核融合に関する特定の専門分野において、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図るとともに、当該分野の活性化および人材育成に資することを目的とする。

第2条（設置・運営）

研究部会の設置と改廃および研究部会内規の制定と改廃は、研究部会連絡委員会が提案し、理事会が決定する。

第3条（設置期間）

研究部会には設置期間を設けない。

第4条（構成）

研究部会は、参加を希望する学会員をもって構成し、部会長1名および幹事若干名からなる幹事会をおく。

第5条（委員）

部会長ならびに幹事は、部会員の互選により選任し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

第6条（事業）

研究部会は、ニュースの配布、部会報の発行、研究会、セミナー、講演会、講習会等の開催、その他必要な事業を行う。事業を行うにあたっては、国内外の関連する学協会や諸機関と協力し、共催することができる。

第7条（報告）

研究部会は、年度毎に事業計画と事業報告について研究部会連絡委員会に報告し、その承認を得るとともに、活動概要を学会誌に掲載する。

第8条（事務）

研究部会の事務は、原則として各研究部会の幹事会が行う。

第9条（予算）

研究部会の業務に必要な年間経費は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

第10条（改廃）

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。